

第 30 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 12 月 22 日)

1. 開催日時 令和7年12月22日(月)午後9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	佐藤純子	3	花畑志良一
4	片伯部隆	5		6	
7	中村みえ	8	須藤寛之	9	貫藍
10	松下康廣	11	小野有紗	12	
13	高橋利喜哉	14	緒方武彦	15	牧野博文
16	安藤重徳	17	甲斐亜季	18	松田宗史
19	矢野光一				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐孝	2	甲斐充伸	3	久富喜良
4	吉田嘉	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	佐藤隆美	8		9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	岩切伸行	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16		17	田口誠	18	松原学
19		20		21	甲斐昭浩
22	黒田五司	23	岩佐美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 97 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について
議案 第 98 号 農地法第 3 条 所有権の移転について
議案 第 99 号 農地法第 5 条の許可申請について

報告 第 100 号 農地法第 4 条の届出について
報告 第 101 号 農地法第 5 条の届出について
報告 第 102 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について
報告 第 103 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について

協議 第 47 号 農用地利用集積等促進計画（案）について（利用権）
協議 第 48 号 農用地利用集積等促進計画（案）について（所有権）
その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	太 田 康 晶	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	
北方産業建設課	河 野 泰 友	北浦産業建設課 専門主事	木 野 宮 雅 敬	北川産業建設課 主事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

9:30 開会 事務局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議長	皆さん、おはようございます。
	それでは、ただ今から第 30 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事務局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。
	よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番、片伯部隆委員と委員番号 18 番、松田宗史委員のお二人をお願いしたいと思います。
議長	本日の予定ですが、議案第 97 号 農地法第 3 条 賃借権の設定についてから、議案第 99 号 農地法第 5 条の許可申請についてまでの議案 3 件、報告案件 4 件、協議案件 2 件となっています。
議長	それでは、議案第 97 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について提案いたします。
	整理番号 1 番について、委員番号 4 番、片伯部隆委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	委員番号 4 番の片伯部です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は別府町の 2 筆で、地目は田、面積は 1,011 m ² と 561 m ² で合計 1,572 m ² です。契約期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日で、貸人は出北 3 丁目在住の方、借人は若葉町 2 丁目在住の方です。経営状況は 25,047 m ² で、労力人は 3 人、理由は経営規模拡大です。
	12 月 17 日に、私と横山博章推進委員と借人の 3 人で現地確認を行いました。現状は丁度いい田んぼでした。貸人の方が高齢となった為、借人の方に今後の圃場管理を依頼したいというお話でした。現状はまだ借人の管理下ではないものですから、今年の田んぼを刈ったままの状態でした。周辺の調和もとれていると感じました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布していません農地法第3条調査書の1ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	それでは、議案第98号 農地法第3条 所有権の移転について提案いたします。なお、整理番号12番については、松田宗史委員と関連がございますので、整理番号11番の後に退席後の審議となります。
佐 藤 委 員	<p>整理番号1番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p> <p>推進委員の佐藤です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は大貫町4丁目で、地目は田、面積は747㎡です。譲渡人は松山町在住の方で、譲受人は大貫町4丁目在住の方です。労力人は2人、理由は新規取得です。</p> <p>12月20日に、甲斐壽徳会長と私と譲受人で現地調査を行いました。地目は田んぼなんですけど、現状は畑でよく管理されていて、何ら問題ないと</p>

議 長	<p>思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、整理番号2番から3番について、委員番号3番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。</p>
花畑委員	<p>委員番号3番の花畑です。整理番号2番と3番についてご説明いたします。</p> <p>先ず整理番号2番についてですが、農地の所在は北方町蔵田で、地目は畑、面積は2,841㎡です。譲渡人も譲受人も北方町蔵田在住の方で、経営状況は4,973㎡、労力人は3人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>12月18日に、私と甲斐一太郎推進委員と譲受人の父親の3人で現地調査を行いました。現地は自宅のすぐ裏で、元は杉の木が植わって山になってましたが、そこを伐採し根っこを殆ど掘り上げて、栗が植えてありました。何も問題はないと判断いたしました。</p> <p>続きまして整理番号3番についてですが、農地の所在は北方町蔵田で、地目は田、面積は147㎡です。譲渡人も譲受人も北方町蔵田在住の方です。経営状況は4,672㎡、労力人は3人、理由は交換です。</p> <p>12月18日に、私と甲斐一太郎推進委員と譲受人の旦那さんと3人で現地調査を行いました。この案件は、以前に譲渡人と譲受人で交換をしていた所だそうです。現地は以前にバイパスが抜けた時、そのバイパスの残土で田んぼを埋めて新しく田んぼを作り直した際に、何枚かの田んぼを1枚づつにして2人で分けたようなんですが、その一部の名義変更が終わってなくて残っていたみたいです。現地は田んぼとして綺麗になっていて、何も問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号4番について、委員番号4番、片伯部隆委員より説明をお願いいたします。</p>
片伯部委員	<p>委員番号4番の片伯部です。整理番号4番についてご説明いたします。農地の所在は長浜町1丁目で、地目は田、面積は297㎡です。譲渡人は出北2丁目在住の方で、譲受人は出北4丁目在住の方です。経営状況は1,853㎡、労力人は3人、理由は経営規模拡大です。T字型になってる田んぼを分割している状況で、こちらの案件は、先月の農業委員会で上がった手前の田んぼの一番奥の方でして、同じ圃場という関係上、前回買った譲受人に、自分がもう管理出来ないのだからこちらを購入してもらえないだろうか</p>

<p>議 長</p>	<p>相談があって話がまとまったようです。</p> <p>12月17日に、私と横山推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。地域との調和要件も何ら問題ないと思われました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>次に、整理番号5番から6番について、菊池委員が欠席のため、甲斐正太郎農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>甲斐（正） 推進委員</p>	<p>推進委員の甲斐です。先ず始めに整理番号5番についてご説明いたします。農地の所在は北方町角田で、地目は畑、面積は244㎡です。譲渡人は福岡県春日市在住の方で、譲受人は北一ヶ岡3丁目在住の方です。労力人は1人、理由は新規取得です。</p> <p>12月19日に、緒方武彦農業委員と私と譲受人とで現地を確認してまいりました。今回譲受人が家を購入されまして、それに付随して農地を取得したようです。現況はお茶とか果樹が植わっており、今後もそのまま管理していくとのことでした。境界もハッキリしておりまして、周りとの調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。</p> <p>続きまして整理番号6番についてご説明いたします。農地所在は北方町南久保山の2筆で、地目は田の870㎡と畑の911㎡計1,781㎡です。譲渡人は上伊形町在住の方で、譲受人は牧町在住の方です。労力人は1人、理由は新規取得です。</p> <p>こちら12月19日に、緒方武彦農業委員と私と譲受人ご夫婦の4人で現地を確認してまいりました。1枚は登記が田になっていますが、現況は畑として使用されているようでした。果樹等も植わっており、草刈り等も綺麗にされておられました。譲受人は林業をされてる方で、今後は杉の苗等を育苗していく予定にしているそうです。境界等もハッキリしておりますし問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>中村委員</p>	<p>次に、整理番号7番について、委員番号7番、中村みえ委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号7番の中村です。整理番号7番についてご説明いたします。農地の所在は、北方町椎畑で、地目は田現況は畑、面積は170㎡です。譲渡人も譲受人も北方町椎畑在住の方です。経営状況は8,579㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。譲受人の田んぼが隣接するため、20年程前</p>

	<p>より草切りをしていたのですが、譲渡人は高齢で何も出来ないということで今回の話となりました。現況は畑ですので、今後も畑として何か植えて使用していきたいとのことでした、</p> <p>12月18日に、田口誠推進委員と譲受人と私の3人で現地調査を行いました。何も問題ないと思われますので、皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、整理番号8番から9番について、委員番号9番、貫藍委員より説明をお願いいたします。</p>
貫 委 員	<p>委員番号9番の貫です。整理番号8番と9番についてご説明いたします。こちらは理由が交換ということですので、一緒に説明させていただきます。農地の所在は、共に稲葉崎町6丁目で、地目は畑、面積は228㎡と145㎡です。譲渡人譲受人は宮崎市在住の方と西階町3丁目に在住の方です。経営状況は432㎡と9,464.91㎡で、労力人は共に2人です。</p> <p>12月17日に、私と久富推進委員と申請人2人の4人で現地調査を行いました。面積に結構差があるんですけど、こちらは畑を管理するのに効率が良いということで、本人様お二方とも問題無しということでした。現地は草を刈り取ったり保全管理されているという状態でした。地域との調和要件も何ら問題ないと思われましたので、皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、整理番号10番について、遠田委員が欠席のため、松田純二最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p>
松 田 推 進 委 員	<p>推進委員の松田です。整理番号10番についてご説明いたします。農地の所在は祝子町で、地目は畑、面積は254㎡です。譲渡人も譲受人も祝子町在住の方です。経営状況は1,645㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。譲受人はこの農地がどうしても欲しくて、譲渡人に頼み込んで購入することになったそうです。</p> <p>12月20日に、譲受人と遠田祐星農業委員と私で現地調査を行いました。譲受人はこの農地の作付けとして、果樹みかん等を植え付ける予定としているそうです。譲受人は農業に対する意欲も十分ですし、地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしく願います。</p>

議 長	次に、整理番号 11 番について、委員番号 18 番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松 田 委 員	<p>委員番号 18 番の松田です。整理番号 11 番についてご説明いたします。農地の所在は舞野町 3 筆と行滕町 1 筆で、地目は畑と田、面積は畑 3 筆が 181 m²と 1,117 m²と 271 m²の計 1,569 m²で、田が 1,712 m²で、合計 3,281 m²です。譲渡人は舞野町在住の方で、譲受人は行滕町在住の方です。経営状況は 42,378.61 m²、労力人は 3 人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>12 月 19 日に、私と松田成歳推進委員と譲受人の後継者である息子さんと 3 人で現地調査を行いました。地目が畑の 1,117 m²の農地は現況が田になっていました。地域との調和要件も何ら問題ないと思われました。譲受人も、息子さんが中心になって親子で一生懸命に農業をやっておられる方で、何も問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第 3 条調査書の 2 ページから 12 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。

<p>議 長</p>	<p>それでは、松田委員の退席をお願いします。 (松田委員が退席する)</p> <p>整理番号 12 番については、遠田祐星委員欠席のため松田純二最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>松 田 推 進 委 員</p>	<p>推進委員の松田です。整理番号 12 番についてご説明いたします。農地の所在は尾崎町が田が 6 筆、祝子町が田が 5 筆畑が 1 筆で、合計 12 筆の 6,791 m²です。譲渡人は栗野名町在住の方で、譲受人は祝子町在住の方です。経営状況は 27,770 m²、労力人は 2 人、理由は贈与です。譲渡人は父親が亡くなり、母親も施設に入っている上、本人は農業経験もなく、お子さんも農業をするつもりもないそうです。譲渡人と譲受人は親戚関係になるそうで、それ故に贈与ということになったそうです。譲受人は当日不在とのことで、前日に聞き取り調査を行いました。</p> <p>12 月 21 日に、遠田祐星農業委員と私の 2 人で現地調査を行いました。譲受人は現在と同じく水稻を作付けするそうで、地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。譲受人は農業に対する経験や意欲も十分で特に問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配付してあります農地法第 3 条調査書の 13 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>異議なし。</p>

議	長	異議なしという事なので採決に入ります。整理番号 12 番について、承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 松田委員の再入場をお願いします。 (松田委員が入場する)
議	長	続きまして、議案第 99 号 農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号 1 番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧 野 委 員		推進委員の甲斐です。整理番号 1 番については、牧野博文農業委員が当日都合で出席できませんで、私が代わりに現地調査に行きましたので、私の方で説明させていただきます。農地の所在は小野町で、地目は畑、地積は 90 m ² です。貸し人は古城町 1 丁目在住の方で、借り人は長浜町 1 丁目の建設会社の方です。期間は令和 8 年 1 月 25 日から令和 8 年 5 月 29 日、理由は駐車場で一時転用です。農地区分は、住宅地に囲まれており第 2 種に該当します。 12 月 15 日に、私と県の担当者と農業委員会事務局と借り人である建設会社の担当者 4 人で現地調査を行いました。現地は畑になっていますが、現在は草が生えている状態で何も作られてなくて、車が乗り入れられるので、そのまま使用するという事です。この現地の前の道路は市道で拡張工事が行われております。それに伴って市の水道工事をこの業者が請け負うということで、その工事関係に伴う車両の駐車場として期間限定で使用するために転用するという事です。周りは住宅地です。特に問題はないと思われます。工事終了後現地はそのまま返すという事です。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議	長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
議	長	農地区分につきましてご説明いたします。 整理番号 1 番につきましては、生産性の低い第 2 種農地となります。県

	<p>土木発注の県道 225 号八重原延岡線の道路改良工事に伴い、それに先駆けて市の水道局の方が上下水道の改修工事を行うということで申請人の建設業者が受託されまして、当該農地に現場事務所並びに駐車場として、一時転用願いたいと今回申請となったものです。</p> <p>当該農地を含む周辺は当該農地の南側は農振農用地が広がっていますが、県道沿いの当該農地周辺は宅地と雑種地また畑が混在しておりまして、集落接続の例外規定に該当し、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上、ご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は終了します。</p> <p>引き続き報告事項について事務局より願います。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、報告第 100 号、農地法第 4 条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。議案書の 11 ページに記載しておりますが、3 件の届出があり、田が 1 筆の 244 m²、畑が 2 筆の 621 m²、計 3 筆 865 m²の転用となっております。</p> <p>報告第 101 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の 13 ページに記載しておりますが、5 件の届出があり、田が 5 筆の 3,390 m²、畑が 2 筆の 704 m²、計 7 筆 4,094 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 102 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたし</p>

	<p>ます。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 15 ページから 16 ページに記載しておりますが、4 件の届出があり、田 11 筆のみの 6,983 m² の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 103 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書の 18 ページから 22 ページをご覧ください。今回 13 件の届出があり、田が 57 筆の 34,177.11 m²、畑が 52 筆の 22,469.35 m²、計 109 筆の 56,646.46 m² となっております。なお、内容につきましては議案書に記載したとおりでありますが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>議長 ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>委員 ありません。</p> <p>議長 無いようなので報告を終わります。</p> <p>議長 次に協議第 47 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。</p> <p>計画内容につきましては議案書の 24 ページから 26 ページになりますが、整理番号 1 番から 9 番が下南方地区、整理番号 10 番が川島・追内地区、整理番号 11 番から 16 番が東延岡地区、整理番号 17 番から 20 番が南浦地区、整理番号 21 番が沖田地区、整理番号 22 番から 23 番が黒岩地区、整理番号 24 番から 25 番が下祝子地区、整理番号 26 番から 27 番が北川町川内名地区、整理番号 28 番から 32 番が北川町長井地区での促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、26 ページの表下にあるとおり 12 人の出し手から 32 筆、26,393 m² の農地を個人 9 人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--	--

議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものいたします。
議	長	次に協議第 48 号 農用地利用集積等促進計画（案）（所有権）について、事務局より説明をお願いいたします。
事	務	局
		<p>こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく所有権の移転について農地中間管理機構に要請するものです。</p> <p>譲渡人から公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買入れ、譲受人に売渡す、特例事業の即売りタイプとなっております。</p> <p>議案書の 28 ページになりますが、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は川島町の田 4 筆、合計 1,588 m²の所有権移転となっております。譲受人は、小野町、川島町で水稻、飼料米等を中心に農業経営をされている認定農業者で、川島・追内地区の地域計画で中心的な担い手となっている方です。</p> <p>計画内容につきましては特例事業の対象農地が地域計画内になるなどの要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものいたします。
議	長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事	務	局
		(事務局説明)

<p>議 長</p>	<p>以上を持ちまして第 30 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。</p>
------------	---

会長 甲斐壽徳

4番 片伯部隆

18番 松田宗史